

令和7年度 第1回 堺市予防接種協議会 会議録

開催日時 令和8年2月17日(火) 14:00 から 15:00 まで

場 所 堺市役所 本館6階 A・B 会議室

出席者 委員定数 20 名中 14 名出席

岡原委員(会長)、佐々木委員、小田委員、大里委員、橘委員、浪花委員、
竹中委員、森信委員、河内委員(副会長)、佐野委員、鷹野委員、東口委員、
藤井委員、阪口委員

傍聴者 なし

- 議 題
- 1 堺市予防接種協議会 会長及び副会長の選出について
 - 2 令和8年度予防接種事業における変更点について
 - 3 その他

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度第1回 堺市予防接種協議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、堺市保健所感染症対策課の森と申します。よろしく願いいたします。それでは、開催にあたりまして、堺市健康福祉局 保健医療担当局長の河内からご挨拶を申し上げます。

(河内委員)

皆様、本日はご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございます。堺市健康福祉局医療担当局長の河内でございます。本協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は数年ぶりの対面開催ということで、よろしく願いいたします。

近年予防接種を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、新たなワクチンの定期接種化等が進んでいる状況にあります。また、市民の皆様のご関心も高まっており、接種後の副反応や健康被害に対して、これまで以上に丁寧で市民に寄り添った、適切な対応を行うことが強く求められているところでございます。安全性の確保はもとより、正確で分かりやすい情報提供や健康被害の相談、対応体制の充実など、自治体としての責任は一層重要になっていると認識しております。

本日は令和8年度の予防接種事業における変更点等についてご議論いただくご予定としております。皆様のご専門的知見からのご意見ご助言を賜り、今後の本市の予防接種事業の運営に繋げていきたいと考えております。限られた時間ではございますが、どうぞ活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。本日は新たに選出いただきました委員による令和7年度初めての会議になります。なお、本日の協議会は定数20名中、オンライン参加を含め14名の出席です。堺市予防接種協議会規則第4条第2項の規定により、過半数の出席を得ておりますので会議が成立していることをご報告いたします。また当協議会は公開となっておりますが本日の傍聴者はおられません。会議録は事務局で作成の上、市ホームページ等で公開いたしますのでご了承ください。

案件1 会長及び副会長の選出

(事務局)

それでは議事次第をご覧ください、案件1に入らせていただきます。現時点におきまして本協議会の会長が決まっておりません。新会長が選出されるまでの間、引き続き本事務局が議事の進行を行いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは案件1「会長及び副会長の選出」を議題とします。本協議会規則第3条の規定により委員の互選で決定することとなっておりますが、誠に僭越ながら事務局提案の形を取らせていただければと存じます。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは事務局から提案させていただきます。会長に堺市医師会会長 岡原委員、副会長に堺市健康福祉局 保健医療担当局長の河内委員を選出することを提案いたします。ご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

ご賛同いただきましたので、会長は岡原委員、副会長は河内委員といたします。岡原委員は会長席へ、河内委員は副会長席へ移動をお願いいたします。以後の議事につきましては、会長に変わらせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。

(岡原会長)

皆様のご推挙を得て会長に就任することとなりました岡原です。コロナ禍を経て、予防接種は市民の関心も高く、不安材料等も含め非常に重要な事業となっておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

案件2 令和8年度予防接種事業における変更点について

(岡原会長)

早速ですが、案件2「令和8年度予防接種事業における変更点について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元の「資料 3」をご覧ください。本資料では、大きく 5 点の変更内容についてまとめておりますので、順にご説明いたします。

まず 1 点目は、RS ウイルスに対する母子免疫ワクチンの定期接種化についてです。対象となるのは、妊娠 28 週 0 日～36 週 6 日までの妊婦の方です。過去の妊娠時に RS ウイルスワクチンを接種したことがある方、また RS ウイルス感染症にかかったことがある方も対象に含まれます。使用するワクチンは組換え RS ウイルスワクチンで、妊娠ごとに 0.5mL を 1 回筋肉内に接種します。ワクチン接種後 14 日以内に出生した乳児に対する有効性は確立していないため、妊娠 38 週 6 日までに出産を予定している場合、その 14 日前までに接種を完了させることが望ましく、妊娠終了の 14 日前以降に接種を行う場合は、有効性やリスクについて十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種します。

接種に注意が必要な方として、妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方などは、接種をする際に注意が必要です。

ワクチンの安全性として、ワクチン接種後には、表に記載されている副反応が見られる場合がございます。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシーが見られることがあります。

長期療養特例について、RS ワクチンは対象外です。

実施協力医療機関については後日堺市医師会様を通じ、照会させていただきます。

説明書及び予診票については他の定期予防接種同様に、後日、対象者向けの説明書と予診票が一体となった冊子を実施協力医療機関様に配布する予定です。今回、厚生労働省が示す説明書及び予診票を基に案を作成し、別紙 1、2 として添付しておりますので、またご確認ください。

接種費用は A 類の定期接種のため無料です。

対象者への周知方法として、母子手帳の交付時にチラシを配布、広報さかいへの掲載、堺市ホームページへの掲載を予定しております。なお、チラシを配布する運用を開始する前に、既に母子手帳を交付済みの対象者につきましては、3 月末ごろに個別通知を送付する予定です。1 点目の RS ウイルスに対する母子免疫ワクチンの定期接種化についての説明は以上となります。

2 点目、高用量インフルエンザワクチンの定期接種化についてです。対象者は、接種時点で 75 歳以上の方で、高用量インフルエンザ HA ワクチン 0.7mL を 1 回筋肉内に接種します。74 歳以下の方は現行通りで、75 歳以上の方は現行の定期接種用ワクチンと高用量ワクチンの選択制となります。

3 点目、インフルエンザワクチンの接種不相当者の取扱い変更についてです。定期接種実施要領における「予防接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者」を接種不相当者とする規定については、次回の定期接種実施要領の見直しに合わせて削除され、今後は他のワクチン同様、「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」と規定されます。

4 点目、高齢者肺炎球菌の定期接種に用いるワクチン変更についてです。変更後のワクチンは PCV20（沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン）となり、0.5mL を 1 回筋肉内に接種します。原稿の PPSV23 は定期接種に用いるワクチンから除外されます。定期接種の対象者に変更はありません。

5 点目、HPV ワクチンの定期接種に用いるワクチン変更についてです。これまで定期接種で用いられてきた 2 価及び 4 価 HPV ワクチンが定期接種対象外となり、定期接種で使用するワクチンは 9 価 HPV ワクチンのみとなります。HPV ワクチンについて、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類 of ワクチンを使用することが原則とされていますが、2 価又は 4 価 HPV ワクチンと 9 価 HPV ワクチンの交互接種について、安全性、免疫原性及び有効性が一定程度明らかになっていることを踏まえ、過去に 2 価又は 4 価 HPV ワクチンの接種歴のある方が、残りの回数を 9 価 HPV ワクチンにて実施しても差し支えございません。

なお、令和 8 年度から新たに定期接種に加わるワクチンの有効性や安全性について、別紙 3 にまとめて配布しておりますのでご確認ください。以上です。

（岡原会長）

ただいま説明がありました内容について、ご意見、ご質問はございませんか。

（岡原会長）

RS ワクチンは妊娠後期の接種のため、里帰りをされる方もおられると思いますが、市外での接種はどのようになりますか。

（事務局）

市外での接種は接種後の還付により対応予定です。

（岡原会長）

他にございますか。

（橋委員）

高用量インフルエンザワクチンの定期接種化において、ワクチンは選択制ですか。高用量ワクチンは高額なワクチンですが、自己負担金が高いがために接種を諦めざるを得ない方が出ないよう、検討を進めていただきたいです。

（事務局）

ワクチンは現行の定期接種用ワクチンか高用量ワクチンかを選択して接種していただけます。また、国の

示す標準単価は従来ワクチンの単価に比べ高額になっております。自己負担金について改めてご協議させていただければと思いますが、なるべく市民負担に繋がらないよう検討させていただきたいと思っております。

(岡原会長)

今年度のコロナワクチンも接種者数が少なかった中で、一部負担金のない方は接種する割合が高い印象でした。つまり負担金が高くて接種を諦めた方が多かったのではないかと解釈できるため、必要な方が接種できるよう、市としてもご検討いただきたいと思います。

他にございますか。

それでは案件 2 は以上とします。

案件 3 その他

(岡原会長)

案件 3「その他」です。報告事項等があればお願いします。

1) 発熱の定義（接種できない者の取扱い）に関する提案

(橋委員)

提案です。接種不相当者の発熱の定義について、堺市の規定と国の規定が異なり、混乱を招く可能性があります。国の指針で「明らかな発熱」は 37.5 度とされています。国の規定では接種可能であるが、堺市の規定では接種する機会を逃すことになりかねないため、定期接種に関して、堺市も国の規定どおり発熱の定義を 37.5 度に統一するよう見直してはどうでしょうか。

(事務局)

国のガイドラインでも 37.5 度が示されています。委員提案の一律見直しについて、事務局として異議はありません。

(橋委員)

施行時期は来年 4 月 1 日からという形になりますか。

(事務局)

年度途中の変更は混乱を招くため、4 月 1 日からの変更とし、改めて通知を作成します。ご協力お願いいたします。

2) 予診票の「予防接種済証」欄の運用見直しに関する意見

(竹中委員)

接種対象者に配布される二種混合と日本脳炎 2 期の勧奨チラシの中に「予防接種済証」欄がありますが、小児科医はその予防接種済証以外にも母子手帳や予診票にも記載する必要があるため、手間が増えることでミスにもつながります。また、予防接種済証が兄弟間で混じってしまうと、本来は未接種であるのに接種済と誤解され、接種の機会を逃してしまうようなリスクもあります。そのため「予防接種済証」欄の運用をやめていただきたいと思います。

(事務局)

「予防接種済証」欄ですが、予防接種法上、接種記録を残す必要があり、その資料として「予防接種済証」欄を用いておりました。しかし、ご指摘のとおり複数箇所に記載があると管理が煩雑になる課題もあるため、医療機関や市民負担の軽減を考慮し、混乱が生じないような形で見直しができないか検討いたします。

(竹中委員)

実際、予防接種済証を持参されない方もおり、あまり役に立っていない印象もあります。

(小田委員)

小学高学年で母子手帳を持ってこない方も多いため、予診票の書式に「予防接種済証」欄を作成するのではなく、各医療機関に予防接種済証を別で配布していただければ、母子手帳のない方にも交付できるかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、見直しを検討します。

3) 带状疱疹ワクチンの個別通知・接種率に関する質問

(橋委員)

带状疱疹ワクチンについての質問です。近隣市町村は一部市町村を除き、個別通知を郵送している一方で、堺市は個別通知をしておらず、個別通知の有無が接種率に影響しているのではないかと懸念しています。

近隣市町村との接種率の差を調べ、明らかな差があるなら改めて個別通知を検討していただきたいです。また個別通知をすとなれば、制度を知らずに接種できなかった令和 7 年度の対象者に対する配慮もお願いします。

(事務局)

現時点では、他市町村を含めた接種率を比較する直近のデータがなく、比較はできておりません。ただし個別通知に関しては、堺市においても広く媒体を利用して広報を行っていることに加え、見直した形で 65 歳になられる方に対しての高齢者肺炎球菌の接種勧奨通知で带状疱疹についても案内をしております。

ます。今後の接種率も踏まえて、紙媒体がよいか電子媒体がよいか等も含め、より良い方法を検討していきたいと思います。

(岡原会長)

近隣市町村との接種率の差があるかどうか、引き続き注視していただきたいと思います。

4) 带状疱疹ワクチン（シングリックス）2回目接種間隔の考え方

(佐々木委員)

带状疱疹ワクチン「シングリックス」の添付文書で1回目と2回目の接種期間を2か月開ける旨記載がありますが、2か月後とはいつを指すのか、販売メーカーのグラクソ・スミスクラインに聞いたが明確な回答はなく、教えていただきたいです。例えば1月31日に1回目を打った場合、8週間後でよいのでしょうか。

(事務局)

2か月の間隔を置いた日とは、2か月後の同日を指すと国で定義されています。1月31日に接種した場合であれば、2か月後の同日3月31日の前日3月30日に2か月经過したと考え、3月31日から接種可能とされています。仮に12月31日に接種した場合は、2ヶ月後に該当する2月31日が存在せず、2月28日をその前日と考えて、2月28日で2か月经過し3月1日から接種可能となります。

(佐々木委員)

定期接種の対象期間に余裕のある場合はいいが、例えば1月31日に接種した場合は3月31日に公費対象として接種することになるが、2回目の接種で3月29日に医療機関へ来られると接種ができずに混乱をきたすことになるため、その規定は明記していただきたいです。

(小田委員)

確認ですが、2か月经過前に打った場合は、公費対象として認められないという理解でよいでしょうか。

(事務局)

はい、原則は規定どおりの間隔を満たす必要があります。補足ですが、病気や治療によって免疫の機能が低下した、又は低下する可能性がある方については、医師が早期の接種を必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できる規定がありますので、該当者にはその運用をお願いします。

(小田委員)

請求書に但し書きでその旨記載する箇所がないと思うのですが、請求時はどのように判断するのですか。また医療機関が分かるように案内が必要ではないですか。

(事務局)

今のところ根拠資料等は求めておりませんが、今後どのようにするか検討したいと思います。

(岡原会長)

その運用について本日参加していない一般の先生方は知らないと思いますので、何らかの形でそういう取り扱いをしていることをお知らせいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。その件については先ほどの接種間隔の件も含め、各医療機関へ改めてご案内いたします。

5) HPV ワクチンの学校経由での周知

(小田委員)

日本脳炎ワクチンや二種混合ワクチンは学校で資料配布されていますが、HPV ワクチンについても学校で配布されるようになりますか。

(事務局)

令和 8 年度から、学校経由でお知らせを配布します。

(小田委員)

学校配布を行うことで接種率も上がると思うので、よろしくお願いします。

6) 接種委託料（接種費用）等に関する意見

(竹中委員)

接種委託料が固定されていますが、近年物価上昇により注射器材も値上がりしている状況です。小児科では予防接種の種類が多く、予約システムを導入している医療機関も多いのですが、システム導入の初期費用や月額保守費用も発生します。来年度からすぐの要望ではないですが、こうした実情も踏まえて価格設定について検討していただけるとありがたいです。

(小田委員)

予防接種に関して、検診や高齢者に対する予防接種は診療報酬に基づいて価格を定めることになっていますが、小児の予防接種については、診療報酬に基づいて価格を定めると同時接種の場合に接種委託料が下がるため、小児科医会の要求通り、将来の事情は考慮せずに価格を固定したという経緯があります。変更した方がいいのであれば医師会の窓口を通じて行政へ要求する形になります。

(竹中委員)

接種費用の増額に関する意見が小児科医会の中であつたため、改めて議案にあげていただければと思っています。

(岡原会長)

過去にもこの場で費用のことは議論にあげないということになっていますので、また医師会を通じてお願いできればと思います。

7) (事務局報告) 資料 4「定期接種実施時の留意事項」について

(事務局)

近年、市民の方々の予防接種への関心が高まる中、接種後の副反応や健康被害に対してより一層丁寧な説明が必要です。つきましては、「定期予防接種を実施する際にご留意いただきたい事項について」としまして、既にご対応いただいているかと存じますが、改めて資料 4 のとおりに記載しております。

資料の内容としましては、定期予防接種の実施に際しては、必ず接種前に各ワクチンの説明書等を用いて効果や副反応等について、丁寧にご説明いただき、16 歳以上は被接種者本人の同意、16 歳未満は保護者の同意を得た上で接種を行ってください。

なお、13 歳以上 16 歳未満で保護者が医療機関に同伴しない場合は被接種者本人への説明を行い、保護者の書面同意をご確認ください。

また、資料 4 にホッチキス止めさせていただいている参考資料は、例示としてシルガード 9 の添付文書から効果や副反応に関する記載部分を抜粋しております。被接種者等への説明の際により詳細にご説明いただく際は添付文書などの説明書等をご活用ください。

(岡原会長)

この件についてご意見・ご質問はございますか。

(なし)

(岡原会長)

以上をもちまして、本日予定の議題は全て終了いたしました。

連絡事項 (閉会)

(事務局)

本日は長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございます。

1 点ご報告です。海外で流行が報告されている麻しんについて、大阪府を通じて発生報告数の増加に伴う注意喚起の協力依頼がありました。本日に入って大阪府内で 6 件の麻しん発生報告があり、海外渡航歴のない方でも複数報告がある状況です。発症から診断までの日数が経過し、診断が遅れた事例も見受けられるということから、注意喚起させていただきました。

お車でお越しの方は駐車券を事務局でご用意していますので、お帰りの際にお声かけください。

以上をもちまして、本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。最後にお示しました麻しんに関する資料についてはオンライン参加の方を含め、改めて共有します。よろしくお願いいたします。

決定事項

- 会長：岡原委員、副会長：河内委員に決定。
- 次年度の予防接種の変更点について、国の規定に則り実施
- 「発熱の定義」について、国基準（37.5度）へ統一する方向で見直し、令和8年4月1日から運用変更（通知を別途発出）。
- シングリックス2回目接種間隔（2か月、月末日の扱い、免疫低下者は1か月短縮可）について、医療機関へ周知。